

特43

525

扶桑教祖年譜

卷一二

014594-000-3

特43-525

扶桑教祖年譜

小沢 彦遲 / 著

M16

ABB-1013



嶽教記

富士教始祖曰角行又名武邦長谷川武寄陽

人嘗受秘錄於岳神鍊攝八十八年正保三年

坐化岳西大穴時年百有六其徒私謚曰東覺

佛角行傳日珣日珣傳珣心珣心傳月珣月珣

傳月心及月行月行傳身祿身祿享保十八年

夏坐化北路烏帽嶺是為身祿派月心寶永五

年寂其子光清修展吉田廟於其教有功故稱

光清派寶歷九年寂私造文字誦言前世父僕
言前世母觀音即翻音造上二字音缺下二字
義缺

文政十二年九月

蘭堂羽倉用九識

扶桑教祖年譜序

教祖藤原角行尊師本教此基ひと起し教法相傳へて四世
前野月珥師に至り徒弟村上森二氏あり各自本教成立し
大首と執着し分ちて兩派とある村上講社ハ教法を確守
し受繼て今十四世に至り教祖此遺風と存し敬神此容
儀猶見に足る森氏教權と天下に擴張せん事を希望して
遂に能はば教徒伊藤食行師本教此既墜と慨き發憤精思
して一身此教法に抛棄せざるに依り其遺弟等先師此素志
以て尊して四方の國に鞍舞し布教以分荷する以て其教
徒年以経て盛隆に志て普く天下に半せり然れとも師の

身退り給ひしより既百五十年法脈を統理する其師を
く教徒錯乱して私意を發見し鄙説を恣に施設して或ハ
佛を混し或ハ俗に流れて終に妄談不經此醜風と為せり
方今維新此盛世に當り神道復古此時運に應し我管長其
野中教正曩に教祖此天資靈妙なる一心一躰の本教元の
父母の神理より出るの説を感し心と談教を委ね教權の
真理を收拾し村上伊藤二師の後醜風の起るを歎き此道
の荒蕪を芟除せんと講師と各縣に派遣して悉く説破を
と雖も数十万此教徒等舊染の久しき又加ふ頑固卑屈を
して定理を暗く恰も一杓の水を以て一車薪の火を救は

んと比るは異ならば徒に三四年を経て誘導する不能明治
九年教會獨立を官と稱して許可を蒙り
と雖も社務整理に事あるを以て遂に聴けり 於是管長新に神徳經と著述
く之を四方に教徒に頒賦し給ふ教徒等初て暗を脱して
明を因り教祖の天に稟け教を立る此本源を知る所謂火
此始て燃へ泉此始て達れる如し誰か敢て之を禦らむ些
に期年よりして醇乎たる教法をなせり 明治三年官の上頭として五月
四日神道一等直轄教會に許
可を蒙り 實は不世出の知識開達と言べし村上森二氏より教
傳相分きて于茲二百有余年又同一の教法となれり則ち
設神理て煥俗の教化と謂べし爾來教運月に熾る日に隆
昌して去年五月十二日獨立此教權統理の許可を蒙りた

り斯之教祖此遺志と達し教恩を報比至高と言へ

明治十六年六月上申日

大講義小澤彦運謹述

右大臣藤原朝臣愛徳公頌

書行制表字大人徳

不盡法家千萬年

教祖年譜附言

此書ハ元祖の幼稚の時より教法の基を起ス八十八年の久よ渡り御修行あり年譜を教徒にハ易く誨さんど意えて大行卷公事卷人穴縁記參鏡磨州鳴澤啓行隨筆村上講社傳記下野國大月村傳記又講社の古老の言次しこと語り繼しことの確平なるを校正して一卷とはなしぬ猶も傳記の細詳は女童に見易からむため畫を加へて教祖傳記と云一卷を幹長れ近きよ著述し給ふを又實行派に參鏡磨州とを見て教祖等の顯然き御功德を知べきぞ

扶桑教祖年譜卷一

大講義 小澤彦運著

元祖藤原角行母師年譜

元祖諱は武邦一書に武俗稱は左近幼名武松行名角行東覺と号せしを其系は藤原姓も出て中世長谷川と以氏とす菊地同流肥前國彼梓郡長崎港の人今長崎港築町に父は長谷川左なり大輔藤原久光母ハ二條藤原清安一書に家の女也父母天下の擾亂と愁ひ給ひて常に天祖參神に世上の静謐を祈り給ひしよ或夜北斗星婦人の懷中よ入と夢みて姪めり實に天文九庚子年四月初申日ありまそ天文十辛丑年正月十五日辰刻御誕生小字武松と申せしと同十六丁未年七歳正月七日の夜夢よ感て神理れ貴き事を

知り給ひ是より神に仕ひ奉る状を常より兒戯となま給ひし
 ぞ
 弘治元乙卯年十五歳正月十五日御元服名を左近藤原武邦
 と改め給ひしぞ
 永祿元戊午年十八歳天下の擾亂を救ひ人心を和け正すの
 御修行を思召れて正月十八日父母に暇を乞膝下を離れ國
 々の靈場と回り大和國大峯より伊勢國に至り天照大御神
 に詣て東國に下り常陸國茨木郡水戸藤柄町に足留め金
 行と申す行者の徒弟となり教法の御修行を三年の間新治
 郡朝日臺と云處にまて上境村朝日の昇るを拜み奉りしぞ
 同三庚申年二十歳二月水戸を去り陸奥國岩井郡今陸中國
 脱骨窟と有蝦夷賊住る所也に入て三日の御斷食村なり後又三七

日の御修行の終り神靈の示顯れ給ひ駿河國富士山は神仙
 の遊萃る靈場なれば汝彼御山に修行して教法の根本を知
 るべし萬物に初たる御山の子方より登山なし基を開くべ
 しと御傳を蒙り給ひて直に岩窟を出て常陸國に歸り鹿嶋
 荒海に身被し御傳の如く富士山の子方なる甲斐國都留郡
 吉田村より今福地四月八日御登山有しに中宮よりは猶雪
 深くして登るとかたかく此處にして三七日御修行あり今手か
 云古跡同廿八日山猿の來り嚮導又從ひ中道の御修行南に回
 り最も峻しき大澤を渡りて今一越西方を臨せ給ふに奇き
 紫雲の中に光明の大空に輝く處を有と認給ひて五月廿八
 日中道を廻り竟て小御嶽御社より直より西方に向ひ降り大
 澤にまて認給ひし靈場を探られまに駿河國富士郡八穴郷

なる靈窟みくらて有しぞ身み被まさすべき所ところを里人さとびとよ問とせ給たまひ同郡どうぐん上井出村かみいであむらなる素糸すいと池いけに至いたりて灌腦かんのう式しきとなし後のち人穴ひとあな郷ごうなる靈窟みくらに入り一心いっしん決定けつぎょうのため角木かくぎの上うへに立たせ給たまひ大行だいぎやうをなし給たまふ日々ひび三さんの山やま猿さる來きたり木實きみを奉たまり食くらひに供ともむ有ありしぞ五ご是ぜ味あじなり和名抄わななまのしりにさねかつら

同六癸亥年どうりくみづのとし廿三歲にじゅうさんさい一千日いちにちの御修行ごしうぎやうの久ひさきも恰あたり一日いちにちれ如ごとく過すて四月初しがつしつ申日しんじつ天祖あまのむすね參神まゐりかみの示し顯けんより天地あめとち和合わがわ御大息ごだいそくの御傳ごつたへとかみ兼かねり又また名なを角行かくぎやう東覺とうかくと授あづかり給たまひしぞ

同八乙丑年どうはついつし廿五歲にじゅうごさい六月三日りくがつさんじつ北口きたぐちより富士御登山ふじのみとぎやう大祖おほむすね參神まゐりかみの萬物よろものを生なま育そだて給たまふ神理かみこと教化くわくわの御神德ごかみのかみと製字せいじの御傳ごつたへありて天拜式あまのいせを授あづかり給たまひしぞ

元龜三壬申年げんきさんみづのとし三十二歲さんじゅうにさい五月五日ごがつごじつ千日せんじつの御修行ごしうぎやう果はて人穴ひとあな郷ごうの

靈窟みくらより立出たていて初はつて御免ごめんを認め給たまふ今人穴村いまひとあなむらの赤あか六月朔日りくがつしつじつ富士北口ふじのきたぐちより御登山ごとぎやう御中道ごちゆうだう御修行ごしうぎやうも有ありしぞ

天正元癸酉年てんしやうゑいぶし三十三歲さんじゅうさんさい四月八日しがつはちじつより外八湖ぐわいはつこの内うち近江國おんがのくに琵琶湖びわこ相摸さうも國くに宮根湖みやねこにまて百日ひゃくにちづゝの御修行ごしうぎやうをなし又また内八湖うちはつこにして百日ひゃくにちづゝの御修行ごしうぎやうを始はじめ給たまひしぞ

同三乙亥年どうさんゑがい三十五歲さんじゅうごさい八湖はつこ御修行ごしうぎやうの中水ちゆうみづの御文句ごぶんく星御文句ほしごぶんく身み堅固かたまる御文句ごぶんくの御傳ごつたへを蒙かかりしぞ後のち御生國ごなまのくに長崎港ながさきみなとへ一度いちど御歸ごかへり有ありて御兩親ごりやうしんへ御面會ごめんあひ有ありて無事むじを祝いわせられ大行だいぎやうの次第しだい神靈御傳かみくらごつたへの靈驗れいけんの炳然へいぜんき狀じやうを御語ごごらせ給たまひ必かならず御心願ごしんげんの如ごとく天下あめのしたの靜謐しやうみにあるべき事ことの奇妙きせうある旨たまを御諭ごごし遊あそべ給たまひしぞ

同四丙子年どうしやうし三十六歲さんじゅうろくさい二月三日にがつさんじつ御父ごちち左近さこん太輔たほ藤原久光君ふじはらのひさみつみ薨し

去給ひて後月も經なくも御母も薨し給ひ御自身ら祭主と
 かり御教法を以葬式の事を執行なはせられ百日百夜御報
 恩の御修行のとき父母様の御文句を御傳を奉蒙まぞ喪事
 果て後故郷を去り北國御修行越前國敦賀邊にまて行暮し
 時盜賊齊藤太左衛門の家よ宿りて其妻の懇願に依り夫太
 左衛門を諭ま給ふに彼神教の御傳の旨直く正しきに感じ
 て速に心を改め善よ復り徒弟と成名を泰寶と給ふ人穴郷墓
 御僕と成國々の靈場を廻り六月下野國二荒山の湖にして
 一七日御修行の時同國宇津宮宿に住る黒野運平が病を救
 ひ給ひて徒弟となし名を溪巖と賜ふ後日旺是より三人同行
 して陸奥國脱骨窟に至り一七日に御報恩の御修行夫より
 又同國津輕池よして百日慈悲海よして百日の御修行と成

れしそ
 同七巳卯年四十歳四年と經て富士山の人穴郷に御歸り靈
 窟に入せ給ひしそ
 同八庚辰年四十一歳六月十五日富士北口より御登山御中
 道の御修行も成れしそ
 同九辛巳年四十二歳御厄除のため六月朔日富士北口より
 御登山天拜式御修行大願成就御厄除の御免と認め給ふ今
 地村藤井此時頂上にして明藤開山の眞意を泰寶溪巖の二弟
 氏に傳ふ此時傳へ給ひしそ
 同十壬午年四十三歳四月十三日人穴郷の靈窟よして神靈
 の御傳により初て東照公に謁給ひ徳川家國家を富士山の安
 きに置万民の疾苦を救ひ扶くへき神理の神諭を告語らせ

給ふ又參字の至尊の意を悟せ給ひて明藤開山の上に冠せ
 られしそ七月廿七日の認め給ふ御免一有そ今村上社
 同十一癸未年五十二歳東照公人穴郷の靈窟に至り元祖よ
 御對面有て神理の著明くして御政道の補益となる御傳の
 旨と一禮を蒙り語次望事あらば其意に任すへきの仰言あ
 り元祖は素より一身を國家の爲に捨天下安穩を祈るの御
 修行なれば一紙半錢も人の報にあつからずと答へ給へば
 神君再三の仰言により此郷は瘠地よしして加之富士山の
 裾野なれば寒さ強く時候不順されば穀物年ごとに不熟し
 て里人經營に苦しむ乞願くは此郷の貢を免除し給へと答
 ふ君も其志を愛賞し給ひ更に一村の地租を免除なし給ひ
 しを實七月十三日有しそ

文祿元壬辰年五十三歳外八海の御修行として國々の靈場
 と御願廻伊豆の國大嶋に至る船中百三十日御修行安房國
 錢浦よりして百日毅斷の御修行下総國佐倉沼にして百日の
 立行同國古河郷にして百日下野國二荒山にして百日同今
 市郷にして百日同佐野渡瀬河よりして百日づゝ水行又足利
 郷にして百日水行其靈跡の時或夜堤の上より遙に望せ給へ
 ば長途路川の上に燈火の光あるを認給ひて光と枝折に川
 よ傍て徐歩みゆくに孤村有大月村農夫阿部氏が住家なりき
 戸を扣き宿りと乞ふ主と尋常ならぬ容貌を見て懇にもて
 なしけるにより此家に足と留め御修行なし給ふ里人ら御
 教法の奇妙なるを貴み信じて徒弟となれり長谷川福地高此時
 二月廿三日認め御免あり阿由葉氏に傳ふ里俗毎年に七月十七日より
 廿三日まで長途路川の邊に行場と造立男女

群集ひて水行の事あり富士垢離に云是元祖の水夫より信濃國諏訪湖より行あり遺風なり又村中御傳の書若干巻ありて百日伊勢國田丸廣濟寺に靈水よして百日同二見浦にして百日同生應寺の海よして百日近江國琵琶湖よして百日の穀斷の御修行夫より肥前國長崎港に至り生親の御報恩として百日百夜の御修行の後對馬嶋よ渡り百日隱岐嶋よ渡り百日の御修行能登國白井白水に海中に富士の御山の影を拜し給ひて御七日の御修行又北の國々を歴て富士山の人穴郷に歸らせ靈窟に入て御報恩の不行をなし給ひまそ

慶長十五庚戌年七十一歳六月朔日に北口より御登山頂上にきて三十日御修行の後天拜式あらせ給ひ天祖參神よ協ひて御教法を溪巖子に傳へ二世と定めな給ひしを十月

東照君人穴郷の靈窟よ御使を賜り關原合戰御勝利の祈願御靈驗あるを以謝儀の仰言を蒙り給ひしを十二月又至天下泰平のするま有を以御報恩の爲塞三十日の間北口の御社表門の傍なる大石上よて裸體にして立行を存す二世黒野氏御介抱あり大行の果に皮肉悉く寒み破れて滴るの血を以溪巖子認め御證文あり是を肉つきの御免と申す上村社講長よ

世々傳ふ

元和三丁巳年七十七歳四月初申日より富士山北口御室社よして天下泰平と成一爲御報恩千日の御修行を始め給ひまぞ

同五巳未年七十九歳御修行なかば成就により三月廿三日御免を認め給ひしを荒井氏に傳ふ

同六庚申年八十歳大行の期月御免二通と認め給ふ
 氏上総國上畑三月廿三日御修行之終り御免を認め給ふ
 村宮氏に傳ふ三月廿三日御修行之終り御免を認め給ふ
 傳四月月初申日一切成就御報恩に爲七日七夜の齋戒天祖參
 神の御前に神鏡を奉獻しそ 富士北口田邊水穂家も傳ふ今六月朔日
 北口より御登山永祿三庚申年の神傳に六十一年にして天
 下百餘年此兵亂全治り御修行成就と即本年其期年に當り
 兵亂悉く治り世上靜謐の風に靡け四民共よ安く其業につ
 き四境昇平の歌を聞是神教の最も畏きによる處也御報恩
 此爲項上にして四十八日此御斷食溪熾泰寶の二子御介抱
 なし給ひぬ大行果させ給ふころ江戸市中に突倒と云い劇
 まき病流行て 此病に感ずる者其死する恰も立る人を 人多死す七月廿
 五日江戸信者の徒より御迎の人來りぬれば元祖直に溪熾

泰寶の二子を伴ひ山を下り江戸に赴き給ひ即行瘧の患者
 を救ひ可賜と市中に建札致去給ひ神符を患者に授けられ
 しに著明神徳ありて速に其病平癒しければ神符を禦と稱
 して市中の人争ひ乞覓ひる者甚多蓋し禦と稱するハ惡瀧をふせ
 と禦と言此旨幕府の上聞に達し徳川二代將軍是必切支丹は類
 原由なり此旨幕府の上聞に達し台徳公なり 町奉行森嶋元祖は土井
 ひならんと疑れ幕吏に爲よ縛へられ 田二氏なり 橋城主
 侯下総國古日旗は本多侯津宮城主泰寶は酒井侯上野國前
 御預けと成御糺問の處御傳の神理と審に御開き有せ給ひ
 又東照公の御由緒と上申直よ放免され彌々神徳を以行瘧
 を鎮闕めて世人を救助よと仰言と蒙りまぞ其後黃門公に
 召れ 國水戸光御傳の本教と述べられしぞ
 寛永九壬申年九十八歳下野國足利郡長途路川に至り給ひ

二月初めより三十日、氷行の時、自ら川邊に櫻樹を植給ひ、後世此花の開き盛へむ事、我教法とひとしかるべしと御誓ひ有し。二月廿三日、御免を認め給ふ。大月村長谷正保三丙戌年、百六歳六月三日辰刻、人穴郷の靈窟より御立出させ給ひて、我今日現世に御修行既に果て、天府に還り、天祖參神の御座所に奉仕と申し給ひ、仰天て立ながら身退せ給ふ。二世日機師祭主となり、御教法に依て葬儀式なし給ひ、靈窟の傍に葬し。元祿元戌午年、教法の基を思召立られしより、正保三丙戌年まで、八十八年常に人穴郷の靈窟に内を住居となし、不眠大行凡一万八千八百日、立行三千日、断食三百日、製字三百六十字、富士登山百二十八度、御中道三十三回、内外八海、數度御修

行有しと御傳なりまぞ

寛政三辛亥年三月、神祇長上家の宣旨により、角行靈神と奉稱、又弘化二乙己年正月五日、同家の宣旨により、角行靈社と奉稱まぞ

御詠八首

捨る身も世は治といのるなり、静ならねばかくれ
かもな

我は神眼は日つさいきは、風海やまかけてひか
るりけし

異といふか結しやしらいどの、賤のをた巻くりか
へしみよ

夜もすから嵐に、浦は碎かれて散玉ことよやとる

つきかけ
 限ある夢の浮世とれもへ杼も日月の恵みかきり
 まられす
 荒磯よくさけて掛る月かけを一つよ成てかへす
 しらなみ
 我もまたいつかあの世よ成海瀉身は何く共れき
 ついらなみ
 此谷原よ紅葉いろつく教法の露あな面白のは
 のけーきや

校訂

富士北口 榎田但夫
 同 田邊次寸
 同 大鶴 齡
 同 小澤速瀨

扶桑教祖年譜卷二

大講義 小澤彦運著

二世黒野日旺尊師年譜

二世諱は運平行名は日行深旺後よ日旺と改む氏を黒野と云尾張國愛知郡名古屋町人永祿三庚申年よ生る幼稚して親に誘はれて下野國河内郡宇津宮宿鐵炮町に至り住居す後又江戸淺艸御藏前に移り住居す幼少より重き病あり親等是を歎き悲みて二荒山に鎮坐大御神を常よ厚く奉祈しよ或夜の夢よ大御神出現たまひて御山の湖水に大行あす甚奇なる行者あり直に彼所に至りて懇に依頼ば汝の兒の病を救べさ禁厭をなし給はんと御傳を蒙り給ひしぞ
 天正四丙子年十七歳六月盤夢の御傳により父母共よ病兒

を伴ひ二荒山に舉のぼり湖水の邊より果して夢み給ふ
所の如き奇まき行者の水行を成給ふあり父母直ま行者に
向ひ敬ひ奉りて夢中の御傳の狀を審に語りて神徳れ術も
て此兒の病ひを救ひ助け給はむ事を乞ひ歎き一かば行者
も角行尊も憐れ思ひ給ひて靈符を與へ御祈なし賜り一か
ば炳然靈驗により其病ひ直に平愈し父母の歡び大方なら
す終又恩頼の深き又心を傾けて徒弟たらむ事を奉願一か
ば御諾し給ひ名を溪旺と給はり一ど同七己卯年廿歳師よ
從て駿河國富士郡人穴郷に至り靈窟入り百日百夜の御
修行となし給ひて後師又隨從ひて内外の八湖と初として
國々の靈場を回り多年御修行なされしぞ
慶長十五庚戌年五十一歳師に伴れて六月朔日富士登山頂

上にして三十日の大行あり天拜式の後天祖參神又誓ひて
御教法を受嗣せ給ひて二世とならせ給ふ又十二月元祖北
口にして寒三十日の御修行の時傍に待りて御介抱となさ
れまぞ

元和六庚申年六十一歳元祖富士頂上に迄て天下全昇平に
至りし御志願成就の御報恩のため六月朔日より四十八日
の間御斷食大行の時泰實子と共に傍に待りて御介抱なさ
れ後元祖に隨從て江戸より下り行瀧鎮謁御修行の時幕吏の
爲に被縛御糺しの間本多下野守へ御預けとなり嫌疑はれ
て幕府より信心神妙に修行すへき仰言を蒙りしぞ

寛永九壬申年七十三歳三月江戸馬喰町二丁目紙墨を商
業となす赤葉庄右衛門の娘野狐に誑かされ煩ける時御風

天長敬且手

世喜を與へ給ひしよ目前り野狐遊れ去其病直よ平愈なし
て親等の喜び淺からず真心に神徳の妙なるに感じて徒弟
となり又信心者と慕りて一社を結び師を仰き敬ひ其長と
なす此時又講社の掟を三條又定められまど
是富士講社の
三條はれきて

一よき事をすればよしわしき事をすればわろし
一かせげば福貴よまて病なく命ながし
一あまければ貧になり病あり命みじか
正保三丙戌年八十七歳元祖角行尊師六月三日薨し給ふ時
に遺教をうけ自ら祭主なり葬儀式をなし給ひしぞ
承應元壬辰年九十二歳下野國宇津宮宿鐵炮町黒野市郎右
衛門が家よまて病に染み閏十月廿三日薨す田中村淨光寺

に非 慶後居士とぞ元祖大行巻は師の記されまぞ
云墓碑あり 附録元祖徒弟年譜

素實諱は助盛俗稱太左衛門氏を齊藤と云越前國敦賀
人天文十八己酉年に生れしぞ

天正四丙子年廿八歳元祖の教導によりて染惡を去り
本善よ歸り徒弟となり行名を素實と賜り師に隨從し
て國々を廻り修行をなま後甲斐國八代郡西川尻村
よ任居みしぞ 今本栖村なり

元和六庚申年七十二歳元祖富士頂上にして御大行の
時日旺子と共に御介抱となし後三人同行して江戸に
至り行禱を風勢喜なま給ふ時師三人とも被縛酒井雅
樂頭へ御預となり放免の後益教法に力を盡し給ひ後

いく年を経て白糸灘（はしらのたな）として大行（たいぎょう）のとき卒（す）す墓（はか）は人穴（ひとあな）
 郷（きょう）重（しむ）煙（えん）の傍（かたはら）にありて
 半（はん）溪（せき）長（ちやう）谷（こ）川（がわ）氏（し）常（じやう）陸（りく）國（こく）次（じ）木（き）郡（ぐん）水（みづ）戸（ほ）の人（ひと）慶（けい）長（ちやう）十二（じふに）丁（てい）未（み）年（ねん）
 生（なま）る後（のち）江（え）戸（ほ）に住（すま）居（む）して氏（し）を谷（や）川（がわ）と改（か）し（か）せ（せ）ど（と）或（ある）説（せつ）に元（げん）祖（そ）延（えん）
 實（じつ）二（に）甲（けつ）寅（いん）年（ねん）六（む）十（じゅう）八（はち）歳（さい）にして卒（す）せし（し）ど（と）姓（せい）氏（し）不（ふ）詳（じやう）
 法（ほふ）佛（ぶつ）俗（ぞく）稱（しやう）彌（み）左（さ）衛（ゑ）門（もん）越（えつ）後（ご）國（こく）人（にん）なる（なり）ど（と）姓（せい）氏（し）不（ふ）詳（じやう）
 大（だい）清（しやう）俗（ぞく）稱（しやう）惣（そう）右（う）衛（ゑ）門（もん）氏（し）を吉（きち）田（でん）と云（い）下（げ）野（の）國（こく）足（そく）利（り）郡（ぐん）田（でん）中（ちゆう）村（むら）
 の人（ひと）せりし（し）ど（と）生（なま）年（ねん）不（ふ）詳（じやう）
 旺（わう）溪（せき）俗（ぞく）稱（しやう）忠（しゆう）兵（へい）衛（ゑ）門（もん）下（げ）給（じつ）國（こく）印（いん）幡（ばん）郡（ぐん）佐（さ）倉（そう）町（まち）人（にん）後（ご）に江（え）戸（ほ）濱（はま）町（まち）
 に住（すま）居（む）せし（し）ど（と）姓（せい）氏（し）生（なま）年（ねん）不（ふ）詳（じやう）
 珮（はい）法（ほふ）旺（わう）溪（せき）子（し）の弟（てい）なり（なり）同（どう）
 珮（はい）賢（けん）俗（ぞく）稱（しやう）新（しん）右（う）衛（ゑ）門（もん）氏（し）と長（ちやう）谷（こ）川（がわ）と云（い）下（げ）野（の）國（こく）足（そく）利（り）郡（ぐん）大（だい）月（げつ）

村人（むらびと）今（いま）大（だい）月（げつ）村（むら）に後（ご）に上（じやう）野（の）國（こく）館（くわん）林（りん）町（まち）に住（すま）居（む）し又（また）同（どう）國（こく）桐（どう）生（せい）
 廣（くわう）澤（さく）村（むら）に移（うつ）り住（すま）居（む）せし（し）ど（と）生（なま）年（ねん）不（ふ）詳（じやう）
 光（くわう）旺（わう）俗（ぞく）稱（しやう）左（さ）衛（ゑ）門（もん）氏（し）を瀧（たき）野（の）と云（い）し（し）ど（と）生（なま）國（こく）生（せい）年（ねん）不（ふ）詳（じやう）
 三世（さんせい）赤（せき）葉（えつ）珮（はい）心（しん）母（ぼ）師（し）年（ねん）譜（ふ）
 三世（さんせい）時（じ）は庄（しやう）左（さ）衛（ゑ）門（もん）行（ぎやう）名（な）は珮（はい）心（しん）氏（し）を赤（せき）葉（えつ）と云（い）下（げ）野（の）國（こく）河（か）内（ない）郡（ぐん）
 字（じ）津（つ）宮（みや）宿（しゆく）人（にん）慶（けい）長（ちやう）十一（じふいち）丙（へい）午（ご）年（ねん）に生（なま）る後（のち）に江（え）戸（ほ）馬（ば）喰（く）町（まち）に住（すま）居（む）
 し又（また）横（よこ）山（さん）町（まち）二（に）丁（てい）目（め）に移（うつ）り墨（すみ）紙（し）と商（しやう）業（ぎやう）をな（な）し給（たま）ひし（し）ど（と）寛（かん）永（えい）
 九（きゅう）壬（にん）申（しん）年（ねん）廿（にじゅう）七（しち）歳（さい）日（にち）珮（はい）師（し）の徒（で）弟（てい）となり初（はつ）て購（かう）社（しゃ）を結（むす）び行（ぎやう）名（な）
 を珮（はい）心（しん）と給（たま）はりし（し）ど（と）
 承（じやう）應（えい）三（さん）甲（けつ）午（ご）年（ねん）四（し）十九（じゅうきゅう）歳（さい）師（し）に從（したが）て富（ふ）士（し）北（ほく）口（こう）登（とう）山（さん）天（てん）拜（はい）式（しき）御（ご）修（しゆ）
 行（ぎやう）の後（のち）御（ご）教（きやう）法（ほふ）三世（さんせい）とな（な）らせし（し）ど（と）寛（かん）文（ぶん）十（じゅう）庚（かう）戌（しゆ）年（ねん）まで十八（じゅうはち）年（ねん）
 の大（だい）行（ぎやう）を初（はつ）め給（たま）ひし（し）ど（と）

寛文十庚戌年六十五歳六月富士北口登山頂上にして元祖
廿五年祭二世十三年祭御修行なされしぞ十月大行成就の
御修行有しぞ

同十一辛亥年六十六歳病に染み正月十三日薨す深川上寺
町本誓寺に葬しぞ

四世前野月明尊師年譜

四世師は理兵衛行名月明氏を武井と云信濃國諏訪郡諏訪
町人一番伊勢國寛永七庚午年八月廿五戊申日午刻生れ給ひ
しぞ

寛永十八辛己年十二歳江戸に至り傳馬町に住ひし後本町

丁目大門通前野庄兵衛の養子となり給ひしぞ

承應三甲午年二十五歳六月明心師の徒弟となり初て師に

誘ひれて富士北口より登山なし給ひしぞ

明暦二丙寅年二十七歳六月師に従ひ富士北口より登山行

名と月明と賜りしぞ

寛文元辛丑年三十二歳師に従ひ六月廿七日富士北口登山

天拜式御修行廿九日人穴郷に至り靈窟に入御傳をうけ御

教法四世とせ給ひしぞ

同十一辛亥年四十二歳六月富士北口登山の後人穴郷にし

て御厄除御修行みゆるしを認め給ひしぞ今北口田邊次

同十二壬子年四十三歳六月富士北口登山御中道御修行夫

より陸奥國脈骨靈窟に至り又下野國二荒山の湖水に廻り

て御修行なされしぞ

延寶元癸丑年四十四歳六月富士北口登山御中道御修行な

し給ひしぞ
同二甲寅年四十五歳六月富士北口登山御中道御修行ありし給ひしぞ

同三乙卯年四十六歳六月富士北口登山御中道御修行の後人穴郷に至り靈窟にして元祖三十三年御報恩の祭典をなされしぞ

同八庚申年五十一歳七月八日講社百四十六人随従て富士北口登山天拜式御修行十三日まで頂上こもて給ひて列祖の報原祭となり給ひしぞ

天和三癸亥年五十四歳六月八日人穴郷靈窟にして三七日殺断立行あり夫より富士登山十二月御教法の靈妙なると疑れ十五日町奉行小條安房守所に召れ御紀一の後に十

七日切支丹奉行林信濃守田へ御引渡となり御調を装り給ひしぞ

同四甲子年五十五歳御教法の御傳の深意を細詳に御聞ありて二月廿一日放免と装り給ひしぞ

元祿二己巳年六十歳正月病に染て廿一日薨す深川靈巖寺の裏雲光院よ葬りし師の徒弟又村上氏あり森氏あり村上氏は御傳の深意を守られ森氏は御傳の深意を開かれたり是に於て御教傳終に分れて二派と成しそ

死よ臨み給ふとき
かきねくそかたみとなれや筆の跡こゝに月日の有ん限り

五世正統村上月心年譜

五世諱は七左衛門行名月心氏を村上と云攝津國豐嶋郡橋庄長嶋村人寛永十六己卯年生る後江戸小傳馬町片山吉兵衛持地に住居をされしそ

寛文十二年壬子年三十四歳月朔師の徒弟となり六月師は誘はれて初て富士北口登山なし行名と月心と賜り之そ延寶元癸丑年三十五歳六月師に從ひ富士北口登山御中道御修行あり之そ

同二甲寅年三十六歳六月師に從ひ富士北口登山御中道御修行ありしそ

同三乙卯年三十七歳六月師に從ひ富士北口登山御中道御修行ありしそ

同六戊午年四十歳七月師に從ひ富士北口登山御中道御修行ありしそ

行ありしぞ

同八庚申年四十二歳七月八日師に從ひ富士北口登山頂上

として天拜式御修行ありて御教法五世とならせ給ひしぞ

寶永五戊子年七十歳冬病よ染て十二月二十九日薨す淺草

新寺町千住院に葬りしぞ

別立五世森憎仲尊師年譜

五世諱は太郎吉行名月行憎仲氏を森と云伊勢國松坂町人

寛永廿癸未年生る後に江戸に至り白銀町に住居し煙草を

商業となされしぞ

寛文十二年壬子年三十歳月朔師の徒弟となり六月初て師に

誘はれ富士北口登山をされしぞ

延寶八庚申年三十八歳師に從ひ七月八日月心子と共に富

士北口登山頂上よして天拜式御修行わり別に元祖の遺教
 と開き一派を起す素志と表し師のみゆるしを蒙り終ふ教
 派を分ち別派五世と立給ひしぞ
 貞享四丁未年四十五歳春伊藤食行子を徒弟となし給ひ六
 月隨行て富士北口登山なされしを
 元禄元成辰年四十六歳六月十五日伊藤氏を伴ひ富士北口
 登山割石にして大行あり朝威の復古と祈り世事女綱を男
 綱に結び替る懇願をなし給ひまぞ
 同十二己卯年五十七歳春の初め京より上り關白殿下へ近衛基
 へ教法の一派を立たき旨と懇願なされて上中書を奉り後
 江戸へ歸り給ひて御沙汰を待れり更し御申し下しなく又
 十二月廿六日京に上られまぞ

同十三庚辰年五十八歳正月八日關白殿下へ素志と達し教
 派と起し御傳を天下に擴充めん允可再三乞願のれしより更
 に御間届なきを以十二月の末まで強て愁訴なされしも其
 かひなく又空玄く江戸に歸らせ給ひまぞ
 同十四辛巳年五十九歳春の初又京より上り關白殿下へ哀告
 の書を奉り七日の間御門内に在て愁訴なされ力を盡せど
 も更に允可の仰言なく終ふ空しく江戸に歸らせ給ひぬ然
 れども少も志を下し給はず益天祖參神も懇ひて素願を達
 すべき事を御修行なし給ひしぞ
 寶永元年甲申年六十二歳六月十五日伊藤氏を伴ひ富士北口
 登山割石にまて天拜式御修行の後教派の六世となし一派
 と起すべき御傳を論し給ひまぞ

享保元丙申年七十四歳六月富士北口登山天拜式御修行之
とき御認の身貫あり速瀬家に傳ふ下山の後八湖御修行を
し給ひしぞ

同二丁酉年七十五歳九月病に染廿三日薨し給ひしぞ

詠不二山長歌並短歌

中教正柴田花守

現身の世も生出る人皆の天と戴く頂に來住る魂參柱の元
都美祖の分魂多藝留と叙云ふ大地母一つの物を分魂宿り
て有む大地は丸しとい弊と皇國は邦の祖國皇國の國の眞
秀邦祖國の其頂と眞秀邦の其いな太きと天原そゝり立た
る福慈の巖よ來住る三魂參柱のもと都み祖れ分魂いまし
所と籠なる外國人も仰かさらめや

反歌

不盡巖の天の眞柱參柱の元つ三祖の大坐所

校訂

同	下野國	同	武藏國
田	津布久八郎	矢	長谷美清内
所		嶋	
忠		久	
七		兵	
		衛	